

※本資料はR7.1.31時点での
内容であり、今後変更が生じる
場合がございます。

建築GX・DX推進事業について

令和7年1月

建築物のLCAの実施によるLCCO2削減の推進（GX）と建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進（DX）を一体的・総合的に支援し、取組を加速化させることを目的として、「建築GX・DX推進事業」を創設する。

● 補助要件

<BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること。
 - ▶耐火/準耐火建築物等
 - ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

<LCA実施型>

- LCA算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
- 国土交通省等による調査に協力すること

※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA実施型のいずれの要件も満たすこと。

● 補助額等

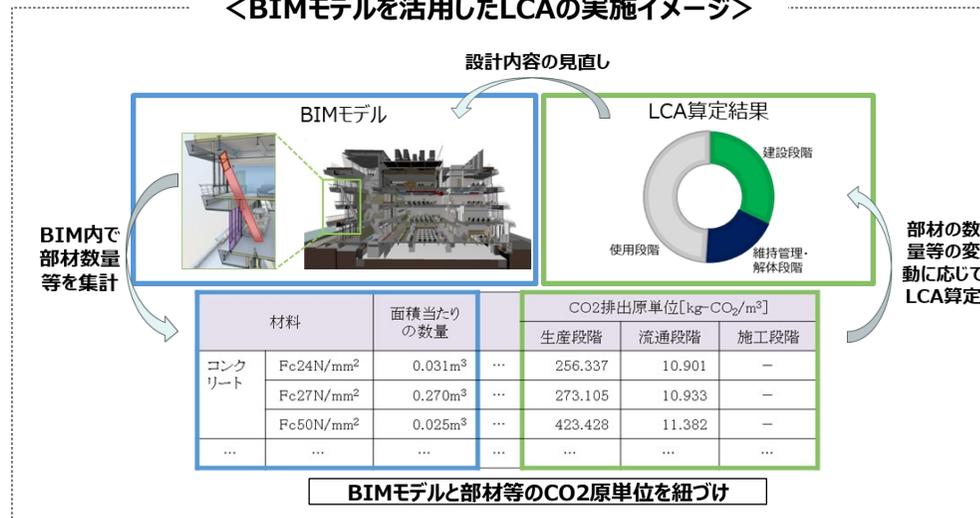
<BIM活用型>

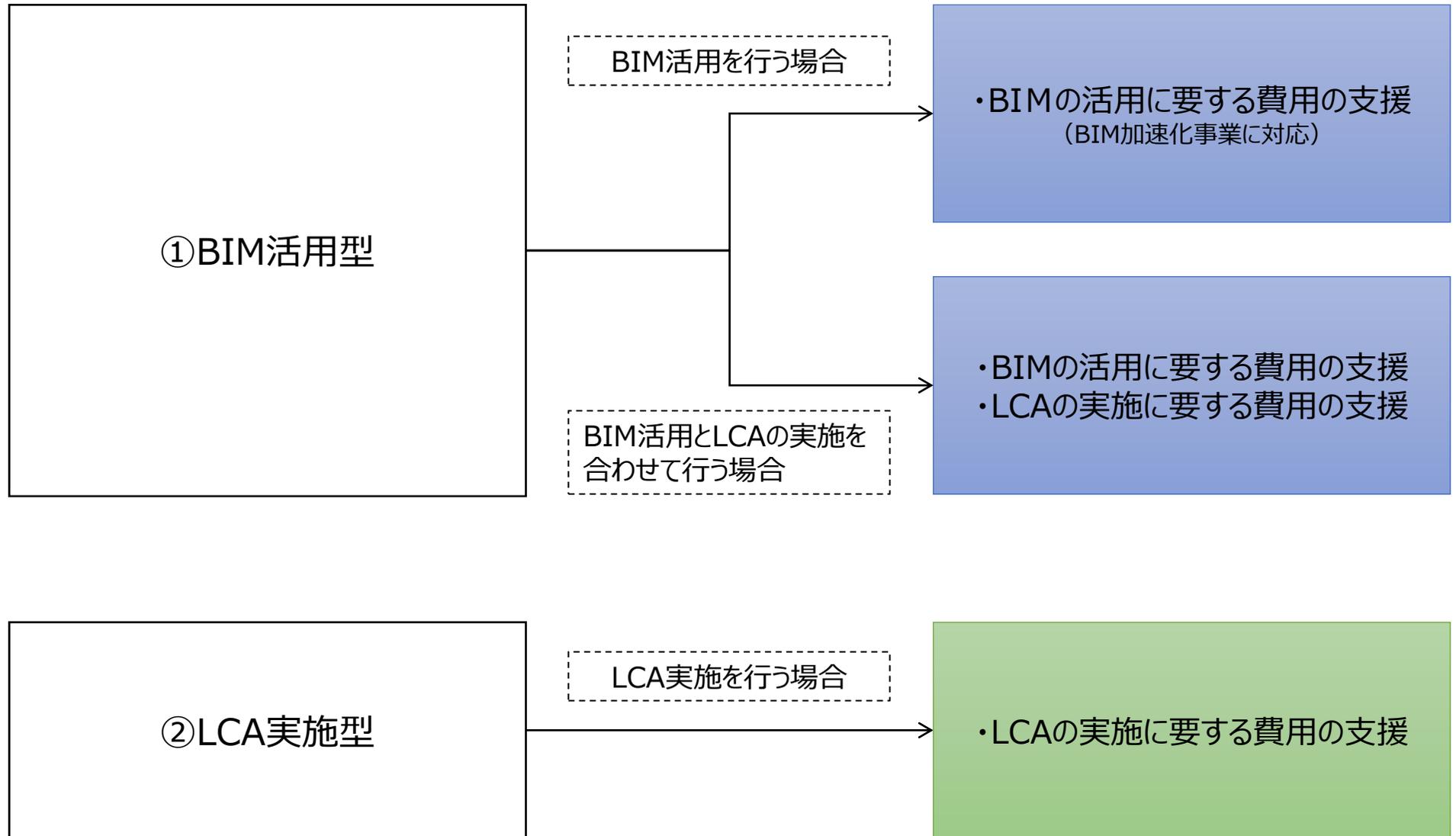
- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

<LCA実施型>

- LCAの実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
 - BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合：650万円/件
 - BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合：500万円/件
- ※ LCA算定に必要なCO2原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

<BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ>





建築GX・DX推進事業とBIM加速化事業の比較

	BIM加速化事業	建築GX・DX推進事業	
		BIM活用型 (BIMを活用したLCAの実施を行う場合を含む)	LCA実施型※2
①事業内容	・ BIMの活用に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIMの活用に対する支援 ・ <u>BIMモデルを作成した上でLCAを実施する場合の、LCA実施に対する支援</u> 	・ <u>LCAの実施に対する支援</u>
②補助要件	① 元請事業者等による下請事業者等の建築BIMの導入支援 ② BIM活用事業者宣言 ③ 維持管理の効率化に資するBIMモデル作成 ④ 業務の効率化又は高度化に資するBIM活用（大規模建築物に限る） ⑤ 次の要件に該当する建築物 - 耐火/準耐火建築物等 - 省エネ基準適合 - 公共的通路等の整備 - 土砂災害特別警戒区域外	① 元請事業者等による下請事業者等の建築BIMの導入支援 ② <u>BIM活用登録制度、活用推進計画</u> ③ 維持管理の効率化に資するBIMモデル作成 ④ 業務の効率化又は高度化に資するBIM活用（大規模建築物） ⑤ 次の要件に該当する建築物 - 耐火/準耐火建築物等 - 省エネ基準適合 - <u>土砂災害特別警戒区域外等（住宅）</u> ⑥ <u>BIM活用とLCAの実施を合わせて行う場合は、LCA実施型の補助要件を満たすこと</u>	① <u>LCA算定結果の報告</u> ② <u>調査への協力</u>
③補助対象	BIMの活用に必要な費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIMの活用に必要な費用（<u>対象拡充</u>） ・ <u>LCAの実施に必要な費用</u> 	<u>LCAの実施に必要な費用</u>
④補助率	定額	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM活用に必要な費用：<u>1/2</u> ・ <u>BIMモデルを作成した上でLCAを実施する場合の、LCA実施に必要な費用：定額</u> 	定額
⑤補助限度額	延べ面積に応じて設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM活用に必要な費用：延べ面積に応じて設定 ・ <u>BIMモデルを作成した上でLCAを実施する場合の、LCA実施に必要な費用：500万円/PJ※</u> 	<u>650万円/PJ※</u>

※ 併せて原単位の整備を行う場合は400万円を加算

※ 2 補助要件の詳細は追ってお示しする予定

変更点	内容
<div data-bbox="70 308 234 405" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">新設</div> <div data-bbox="354 219 861 511" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>① LCAの実施に関する支援</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> • LCAの実施に関する支援制度を創設。 ※ BIMモデルを作成した上でLCAを実施する場合は500万円/PJ、LCAの実施のみを行う場合は650万円/PJを上限にLCAの実施に要する費用を定額補助。 ※ あわせて原単位を整備する場合は、400万円/PJを加算。
<div data-bbox="354 511 861 802" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>② BIM活用登録制度、活用推進計画の策定の要件化</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> • 補助を受けようとする全ての事業者は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告することを要件化。 • あわせて、BIM活用の定着を図る観点から、補助事業の活用実績に応じた国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定することを要件化。
<div data-bbox="22 886 283 993" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">補助要件の見直し</div> <div data-bbox="354 802 861 1093" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>③ 対象プロジェクトに関する建築物の要件の見直し</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> • 対象プロジェクトに関する建築物の要件として、公共的通路等を整備することの要件を廃止。 • また、土砂災害特別警戒区域外であることの要件を国土交通省住宅局が行う他の事業の要件にあわせて見直し。
<div data-bbox="354 1093 861 1373" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>④ 補助対象経費・補助率の見直し</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> • 補助対象経費に、導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラーの配置に係る費用、BIMの高度な活用を図るためのBIMモデル作成及び維持管理BIMモデル作成に係るBIMモデラーの配置に係る費用を追加。 (1,000万円/事業者を上限) • あわせて、BIM活用に要する費用の補助率を定額から1/2に見直し。

建築GX・DX推進事業(BIM活用型) サマリー①

○BIM活用に取り組む元請事業者等（意匠設計事務所・ゼネコン等）を公募し、「代表事業者」として登録。

▶ 準備が整ったプロジェクトから**交付申請**（予算額を超える場合は先着順に仮受付となります。）

【補助要件】

- ・元請事業者等が、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること（2社以上が要件）
- ・元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること
- ・元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- ・元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- ・次の要件に該当する建築物であること ▶耐火/準耐火建築物等 ▶省エネ基準適合 ▶土砂災害特別警戒区域外等（住宅）
- ・BIMモデルを作成した上でLCAを実施する場合は、算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）

○BIMモデル作成に係る以下の対象経費の1/2を設計調査費及び建設工事費として補助。

※元請事業者等及びプロジェクトに参加する専門設計事務所又は専門工事業者がBIMモデル作成に要した経費が対象。

【補助対象経費】

- ・**BIM導入費**（ソフトウェア費等）
- ・**BIMコーディネーター等費**
（BIMコーディネーター、BIMマネージャー、BIM講習に係る費用）
- ・**BIMモデラー費用**
（一定のBIMモデル作成費用、BIMマネージャーをサポートするBIMモデラー費用（施工BIMに限る））

【補助上限額】

延べ面積	設計費	建設工事費
10,000㎡未満	25,000千円	40,000千円
10,000㎡以上、 30,000㎡未満	30,000千円	50,000千円
30,000㎡以上	35,000千円	55,000千円

○BIMモデルを作成した上でLCAを実施する場合は、上記に加え、LCAの実施に要する費用を500万円を上限に補助。

※LCA算定に必要なCO2原単位も策定する場合の上限額は400万円を加算。

○書類提出は**代表事業者が取りまとめ**。（交付決定や補助金支払いは実際に費用を要した各事業者単位で処理。）

※専門工事業者等が要したBIMライセンス費等に対する補助金は、**元請事業者等を通さずに事務事業者から直接支払い**。

○完了実績報告までに作成した**設計BIMモデル又は施工BIMモデルにより出来高を確認**。

建築GX・DX推進事業(BIM活用型) サマリー②

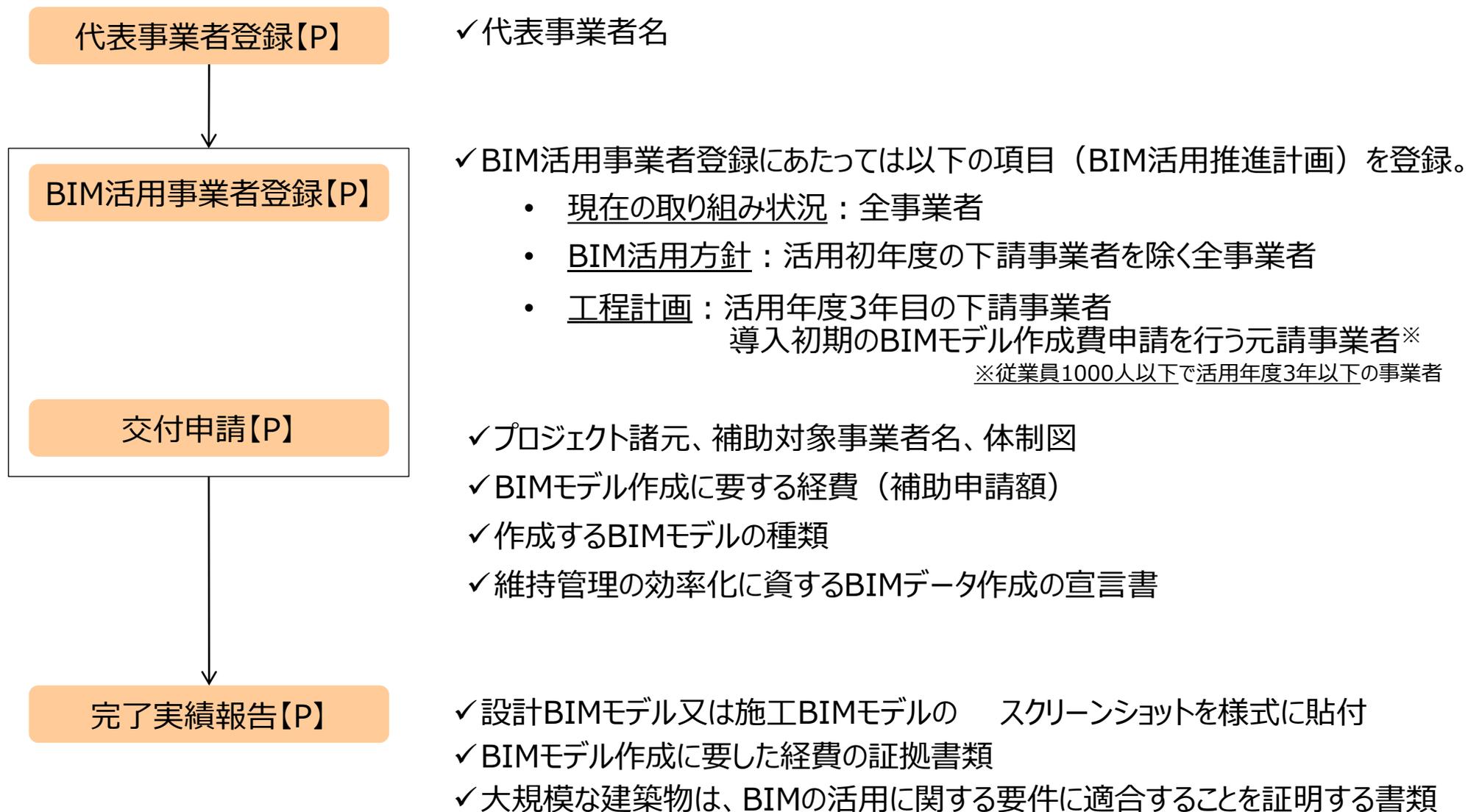
BIMモデル作成費

項目	含まれる経費
BIMライセンス等費	<ul style="list-style-type: none"> ・BIMソフトウェア利用費（ビューワーソフト、アドオンソフトの利用費、BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・ARゴーグル等周辺機器のリース費等を含む） ・CDE環境(共通クラウド)構築費・アクセス費
BIMコーディネーター等費	<ul style="list-style-type: none"> ・BIMコーディネーター人件費・委託費 ※ 協力事業者が直接、BIM環境整備に係る業務を委託する場合の委託料（事業者あたり、上限100万円） ・BIMマネージャー人件費・委託費 ※ 元請のBIMマネージャーとの調整等に要する協力事業者の担当者の人件費（事業者あたり、上限100万円） ・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業者あたり、合計で上限1,000万円</div> BIMモデラー費	<ul style="list-style-type: none"> ・導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ※活用年度3年目以下の下請事業者または従業員1000人以下で活用年度3年以下の元請事業者が対象。 ・BIMの高度な活用を図るためのBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・維持管理BIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費（発注者に提供する場合に限る） ・BIMマネージャーをサポートするBIMモデラー委託費

LCA算定

項目	含まれる経費
LCA算定に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・LCA算定に要する人件費【P】 ・LCA算定に必要なCO2原単位の策定に要する人件費【P】 <p style="text-align: right;">※ 補助要件の詳細は追ってお示しする予定</p>

○ 事業の流れ及び主な提出物は概ね以下のとおり。



BIM活用事業者登録制度(対象事業者)

- 全事業者は**BIMに関する現在の取り組み状況**を入力。
- 活用年度・事業者規模に応じて事業完了後3年後の目標を登録し、当該年度および事業完了後3年間、毎年度進捗状況について報告を求める。
- ✓ 元請事業者（代表事業者）であって、導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費※を補助対象として申請する場合にあっては、②**工程計画**を登録することを要件とする。

※元請け事業者の対象は従業員1000人以下で活用年度3年以下の事業者

全事業者			
BIMに関する現在の取り組み状況（前年度時点）について登録			
↓ 上記に加え、活用年度・事業者規模に応じて下記内容について事業完了後3年後の目標を登録 ↓			
活用年度	元請事業者 (導入初期のモデル作成費申請なし)	元請事業者 (導入初期のモデル作成費申請あり)	下請事業者（協力事業者）
1年目	①BIM活用方針	①BIM活用方針 ② 工程計画	—
2年目	①BIM活用方針	①BIM活用方針 ② 工程計画	①BIM活用方針
3年目	①BIM活用方針	①BIM活用方針 ② 工程計画	①BIM活用方針 ② 工程計画

BIM活用推進計画(イメージ)

活用目的		登録項目C		
	登録項目	現在の取組状況	事業完了後3年後の目標	
①BIM活用方針	1年間に受託する案件のうち、BIMを活用する案件の割合	登録項目A %	%	
	BIMを活用できる人数の割合	%	%	
	BIMの活用フェーズ	①企画・基本計画	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		②基本設計(意匠)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		③基本設計(構造)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		④基本設計(機械設備)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑤基本設計(電気設備)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑥実施設計(意匠)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑦実施設計(構造)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑧実施設計(機械設備)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑨実施設計(電気設備)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑩積算	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑪施工計画の作成	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑫施工図の作成	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑬発注に向けた数量算出	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑭BIMデータ受け渡しによる発注	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑮BIMデータを活用した部材の製作	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑯工程管理	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑰工事監理	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑱維持管理に向けたBIMデータ引渡し	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
⑲維持管理		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化	
② 工程計画	環境整備	①BIM専門の部署の設置	未導入、導入済 (自由入力)	
		②社内ルール、マニュアル等の整備	未導入、導入済 (自由入力)	
		③自社独自のオブジェクト、テンプレート等の導入	未導入、導入済 (自由入力)	
		④BIMに関する教育	未導入、導入済 (自由入力)	

- 下請事業者 (活用年度1年目) ⇒ Aを登録
- 元請事業者 (導入初期のモデル作成費申請なし)、下請事業者 (活用年度2年目) ⇒ A・Bを登録
- 元請事業者 (導入初期のモデル作成費申請あり)、下請事業者 (活用年度3年目) ⇒ A・B・Cを登録

当該年度、事業完了後3年間
において報告

建築GX・DX推進事業 スケジュール(令和6年度補正予算の場合)

- 令和7年2月より、代表事業者となる元請事業者等（設計事務所・ゼネコン等）を公募します。令和7年3月末までに「代表事業者」として登録し、準備が整ったプロジェクトから随時交付申請を行って下さい。
- 補助対象となるのは、代表事業者登録から事業者毎の設計・施工の業務の完了までの間に発生した費用（完了実績報告までに発生した費用）です。
- 完了実績報告までに作成した設計BIMモデル又は施工BIMモデルにより出来高を確認し、補助金を交付します。



※ 令和7年度当初予算による代表事業者登録は令和7年4月1日に開始予定。

※ (令和6年度補正予算分を含む) BIM活用事業者登録および令和7年度当初予算の交付申請受付開始は4月頃開始予定。【P】